

都道府県・政令市 政務調査費 調査(2005. 4. 1現在)

全国市民オンブズマン連絡会議調査 2005. 9. 10

自治体名	領収書提出の有無とその開始時期	提出する領収書はすべてか否か	領収書公開の根拠	具体的な使途基準を定めているか(1~2行の記述のものを除く)	支給方法と金額	会派雇用職員への支給	H16年度収支報告書提出期限	H16年度収支報告書「情報公開条例」による「閲覧」可能日
北海道	無	-	-	あり(政務調査費の手引 平成13年3月)	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月43万	-	2005/5/2	2005/7/4
青森県	無	-	-	無	会派 1人当たり月31万	-	2005/5/2	2005/6/2
岩手県	H15年5月から	すべて	条例	あり(政務調査費の事務処理マニュアル 平成15年6月)	個人 1人当たり月31万	-	2005/4/30	2005/5/31
宮城県	H16年4月から	すべて(取得が困難な場合は支払証明書)	条例	無	会派 1人当たり月35万	-	2005/5/2	2005/7/4
秋田県	無	-	-	無	会派分1人当たり月6万 個人分1人当たり月25万	-	2005/4/28	2005/6/1
山形県	無	-	-	無	会派 1人当たり月31万	-	2005/4/30	2005/5/31
福島県	無	-	-	あり(政務調査費の手引き 平成13年4月)	会派 1人当たり月35万	-	2005/4/30	2005/5/31
茨城県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/4/20	2005/6/20
栃木県	無	-	-	あり(栃木県政務調査費に係る留意事項)	会派 1人当たり月30万	-	2005/4/30	2005/5/31
群馬県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/5/31	2005/6/16
埼玉県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	2005/4/30	閲覧不可能
千葉県	無	-	-	あり(政務調査費運用の手引き)	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月35万	-	2005/5/2	2005/7/4
東京都	無	-	-	無	会派 1人当たり月60万	-	2005/4/13	2005/4/28
神奈川県	無	-	-	無	月額53万円を、会派、議員、会派及び議員いずれかにより交付	-	2005/5/15	2005/7/15
新潟県	無	-	-	無	会派分1人当たり月6.6万 個人分1人当たり月28.4	-	2005/4/20	2005/6/20
富山県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/5/2	2005/7/4
石川県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/5/2	2005/7/4
福井県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	-	-
山梨県	無	-	-	無	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月23万	-	2005/5/2	2005/7/4
長野県	H15年5月から	すべて(電車の切符代等除く)	条例	あり(政務調査費マニュアル 平成16年8月)	会派 1人当たり月29万	-	2005/4/30	2005/6/1
岐阜県	無	-	-	無	個人 1人当たり月33万	-	2005/5/2	2005/7/4
静岡県	無	-	-	無	会派 1人当たり月45万	-	2005/4/30	2005/5/16
愛知県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	2005/5/2	2005/7/4
三重県	無	-	-	無	会派分1人当たり月15万 個人分1人当たり月18万	-	2005/4/30	閲覧不可能
滋賀県	無	-	-	政務調査費のしおり(改訂版) 平成15年4月改訂	会派分1人当たり月15万 個人分1人当たり月15万	-	2005/4/30	2005/5/31
京都府	平成13年4月から	1件50000円以上を添付	規程	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月40万	-	2005/4/30	2005/6/1
大阪府	無	-	-	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月49万	-	2005/5/2	2005/7/4
兵庫県	無	-	-	無	会派分1人当たり月20万 個人分1人当たり月30万	-	2005/4/30	2005/6/30
奈良県	無	-	-	あり(政務調査費の使途についての考え方)	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月25万	-	2005/5/2	2005/7/4
和歌山県	無	-	-	あり(政務調査費運用マニュアル)	会派分1人当たり月6万 個人分1人当たり月24万	-	2005/4/30	2005/6/30
鳥取県	平成16年4月から 但し代表監査委員に収支報告書の写しとともに領収書の写しを提出	すべて	条例	あり(政務調査費の使途に関するガイドライン)	個人 1人当たり月25万	-	2005/4/30	2005/6/1
島根県	無	-	-	無	会派分1人当たり月3万 個人分1人当たり月27万	-	2005/4/30	2005/5/31
岡山県	無	-	-	無	個人 1人当たり月35万	-	2005/4/30	2005/5/31
広島県	無	-	-	無	会派 1人当たり月35万	-	2005/4/30	2005/6/1
山口県	無	-	-	無	個人 1人当たり月35万	-	2005/5/2	2005/6/2
徳島県	無	-	-	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月15万	-	2005/4/30	2005/5/17
香川県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/4/30	閲覧不可能
愛媛県	無	-	-	無	会派 1人当たり月33万	-	2005/4/30	閲覧不可能
高知県	H13年4月から	食糧費(1件1人につき5千円以上)、委託料(1件10万円以上)は添付	規程に記載	無	会派分1人当たり月14万 個人分1人当たり月14万	-	2005/4/30	2005/6/1
福岡県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	2005/4/15	2005/6/15
佐賀県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	2005/4/30	2005/5/31
長崎県	無	-	-	無	会派分1人当たり月4万 個人分1人当たり月26万	-	2005/4/20	2005/6/21
熊本県	無	-	-	あり(政務調査費の使途基準について)	個人 1人当たり月30万	-	2005/5/2	2005/6/2